

説明・報告資料

平成26年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会

平成27年3月27日

目次

- 1 平成 25 年度情報公開条例の運用状況について … 1 ページ
- 2 平成 25 年度個人情報保護条例の運用状況について … 1 ページ
- 3 市町村へのレセプト情報提供について … 6 ページ
- 4 医療費分析にかかるレセプト情報提供等について … 16 ページ
 1. 福岡県医療・介護・保健情報分析システムへの情報提供
 2. 九州大学大学院（医学研究院医療経営・管理学講座）との共同解析事業
 3. 国保データベース（KDB）システムへの参加における情報共有
- 5 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応について … 25 ページ

1 平成25年度情報公開条例の運用状況について

公文書の開示内容

公開請求なし

2 平成25年度個人情報保護条例の運用状況について

個人情報の開示内容

番号	請求年月日	請求内容	所管課名	決定内容
1	H25. 4. 10	故人に係る受診履歴等（平成21年1月以降分）	事業課	開示
2	H25. 4. 16	故人に係る受診履歴等（平成20年4月以降分）	事業課	開示
3	H25. 4. 17	故人に係る受診履歴等（平成20年4月以降分）	事業課	開示
4	H25. 4. 22	受診履歴等（平成24年1月～同年12月分）	事業課	開示
5	H25. 4. 22	受診履歴等（平成24年1月～同年12月分）	事業課	開示
6	H25. 4. 22	故人に係る診療報酬明細書等（平成20年4月～24年6月分）	事業課	開示
7	H25. 5. 9	受診履歴等（平成24年1月～同年4月分）	事業課	開示
8	H25. 5. 15	故人に係る保険給付に係る支給情報等（平成21年1月以降分）	事業課	部分開示
9	H25. 7. 2	故人に係る受診履歴等（平成20年4月以降分）	事業課	開示
10	H25. 7. 22	診療報酬明細書等（平成24年6月～25年4月分）	事業課	開示
11	H25. 8. 12	受診履歴等（平成24年1月～同年12月分）	事業課	開示
12	H25. 8. 16	故人に係る受診履歴等（平成20年4月以降分）	事業課	開示
13	H25. 9. 5	故人に係る受診履歴等（平成21年7月以降分）	事業課	開示
14	H25. 9. 18	故人に係る受診履歴等（平成25年5月～同年7月分）	事業課	開示

15	H25. 9. 24	故人に係る受診履歴等（平成 25 年 7 月分）	事業課	開示
16	H25. 9. 27	受診履歴等（平成 24 年 1 月～同年 12 月分）	事業課	開示
17	H25. 10. 8	診療報酬明細書等（平成 25 年 8 月分）	事業課	開示
18	H25. 10. 25	受診履歴等（平成 22 年 1 月～24 年 12 月分）	事業課	開示
19	H25. 11. 5	故人に係る受診履歴等（平成 24 年 6 月～25 年 6 月分）	事業課	開示
20	H25. 11. 5	受診履歴等（平成 20 年 4 月～24 年 12 月分）	事業課	開示
21	H25. 11. 18	診療報酬明細書等（平成 24 年 4 月～同年 9 月分）	事業課	開示
22	H25. 12. 3	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月～23 年 11 月分）	事業課	開示
23	H25. 12. 27	故人に係る診療報酬明細書等（平成 21 年 2 月～23 年 3 月分）	事業課	開示
24	H26. 1. 9	故人に係る受診履歴等（平成 24 年 1 月～25 年 10 月分）	事業課	開示
25	H26. 1. 15	故人に係る受診履歴等（平成 23 年 1 月～25 年 10 月分）	事業課	開示
26	H26. 1. 15	故人に係る診療報酬明細書等（平成 24 年 1 月～25 年 10 月分）	事業課	開示
27	H26. 1. 20	受診履歴等（平成 23 年 1 月～24 年 12 月分）	事業課	開示
28	H26. 2. 3	受診履歴等（平成 20 年 4 月～25 年 11 月分）	事業課	開示
29	H26. 2. 7	故人に係る受診履歴等（平成 24 年 1 月～25 年 1 月分）	事業課	開示
30	H26. 2. 7	故人に係る診療報酬明細書等（平成 25 年 7 月～同年 10 月分）	事業課	開示
31	H26. 2. 12	故人に係る受診履歴等（平成 23 年 1 月～24 年 12 月分）	事業課	開示
32	H26. 2. 17	受診履歴等（平成 25 年 1 月～同年 11 月分）	事業課	開示
33	H26. 2. 18	受診履歴等（平成 22 年 1 月～25 年 10 月分）	事業課	開示

34	H26. 2. 21	受診履歴等（平成 25 年 1 月～同年 12 月分）	事業課	開示
35	H26. 2. 21	故人に係る受診履歴等（平成 24 年 5 月～25 年 12 月分）	事業課	開示
36	H26. 2. 21	受診履歴等（平成 25 年 9 月～同年 12 月分）	事業課	開示
37	H26. 2. 21	受診履歴等（平成 25 年 9 月～同年 12 月分）	事業課	取下げ
38	H26. 2. 26	故人に係る受診履歴等（平成 25 年 11 月～同年 12 月分）	事業課	開示
39	H26. 2. 27	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月～25 年 8 月分）	事業課	開示
40	H26. 2. 28	受診履歴等（平成 25 年 1 月～同年 12 月分）	事業課	開示
41	H26. 3. 5	故人に係る受診履歴等（平成 24 年 1 月～25 年 12 月分）	事業課	開示
42	H26. 3. 5	故人に係る診療報酬明細書等（平成 24 年 3 月～25 年 12 月分）	事業課	開示
43	H26. 3. 17	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月～24 年 11 月分）	事業課	開示
44	H26. 3. 19	故人に係る受診履歴等（平成 20 年 4 月～23 年 5 月分）	事業課	開示
45	H26. 3. 31	故人に係る診療報酬明細書等（平成 20 年 12 月～23 年 4 月分）	事業課	開示

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の運用状況の公表

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第27条の規定に基づき、平成25年度における条例の運用状況を次のように公表する。

平成 26 年 6 月 18 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 井上 澄



1 公文書の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

実施機関	請求 件数	処 理 状 況						取下げ
		開示	部分開示	不開示			却下	
				不開示情報	不存在	対応拒否		
広域連合長	0	0	0	0	0	0	0	0
議長	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 不服申立ての件数及びその処理状況

(単位：件)

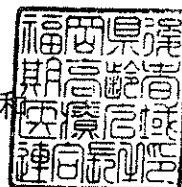
区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成25年度申立て分	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の運用状況の公表

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第46条の規定に基づき、平成25年度における条例の運用状況を次のように公表する。

平成 26 年 6 月 18 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 井上 澄和



1 個人情報ファイルの保有等に関する届出の状況

(単位：件)

実施機関	届出件数			現在数
	保有	変更	廃止	
広域連合長	0	0	0	2
議長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
合計	0	0	0	2

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	処理状況					却下	取下げ
		開示	部分開示	不開示				
				不開示情報	不存在	存否応答拒否		
広域連合長	45	43	1	0	0	0	0	1
議長	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	45	43	1	0	0	0	0	1

(2) 保有個人情報の訂正の請求 0件

(3) 保有個人情報の利用停止の請求 0件

3 不服申立ての件数及びその処理状況

(単位：件)

区分	件数	処理状況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成25年度 申立て分	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

3 市町村へのレセプト情報提供について

市町村が行う事業実施のため、後期高齢者医療のレセプト情報の提供依頼があったもの。

(1) 対象の範囲

下表の対象期間に係る依頼書に記載のレセプト情報

(2) 提供先、利用目的、対象期間、及び提供方法

下表のとおり

(3) 保有個人情報の提供の根拠

「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」第7条第2項第3号に基づき当該提供する保有個人情報は、提供を受ける市町村が法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報の利用を利用することについて相当な理由があるため。

【提供先等一覧】

提供先	利用目的	対象期間	提供方法	承諾年月日
北九州市	自立支援医療（更正医療）受給者の認定の適正化を図るため。	24年3月診療分～25年2月診療分	国保連合会を通じて提供	H26. 4. 1
糸島市	健康増進の推進において、高齢者の医療費に関する分析が必要となるため。	23年6月、24年6月、25年6月審査分	国保連合会を通じて提供	H26. 6. 11
田川市	田川地域内の医療の需要等を正確に把握するため。	25年4月診療分～26年3月診療分まで	国保連合会を通じて提供	H26. 6. 16
				H26. 10. 30
筑前町	医療費及び介護費用についての実証研究を行うため。	24年4月診療分～26年3月診療分	国保連合会を通じて提供	H26. 6. 23
				(24～26年度分)
				H26. 7. 25
				(上記追加分)
福岡市	自立支援医療（更正医療）受給者の認定の適正化を図るため。	24年3月診療分～25年2月診療分	国保連合会を通じて提供	H26. 11. 14

【参考】

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(3) 他の実施機関又は国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(以下 略)

北九保障第2208号
平成26年 3月31日

福岡県後期高齢者医療広域連合長 様

北九州市長 北橋 健治

後期高齢者医療制度における自立支援医療（更生医療）受給者の診療に関する
データ抽出について（依頼）

日頃より、本市の障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
先般、会計検査院による会計実地検査において、自立支援医療（更生医療）の支給認定を
受けた者の公費負担額等に関する調査が行われました。

さらに、当該会計実地検査後の追加調査の資料として、会計検査院から平成24年度分（
平成24年度障害者医療費国庫負担金の対象となる期間）の自立支援医療（更生医療）支給
認定者の診療に関する調書作成の依頼がありました。

上記調書は、毎月、福岡県国民健康保険団体連合会から本市に紙媒体で送付される「公費
負担医療受給者別一覧表」により作成することが可能ですが、紙媒体を電子データに置き換
える作業（入力作業）は、処理件数が膨大であることから多大な時間と労力を要します。

つきましては、本市の事務処理の負担の軽減を図るため、下記に該当するデータを抽出し
て頂きますようお願いいたします。

記

○データの抽出の対象となるもの

福岡県国民健康保険団体連合会から北九州市に送付された「公費負担医療受給者別一覧
表」（平成24年4月請求分（平成24年3月診療分）から平成25年3月請求分（平成
25年2月診療分））の紙媒体のものを電子媒体化したもの若しくはこれに相当する電子
データ（ただし、「食事・生活療養費」の項目を除く。）

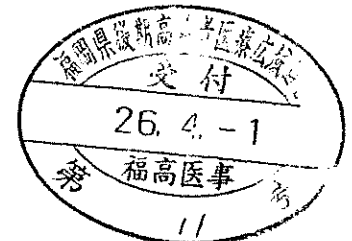
参考として、平成25年2月請求分（1月診療分）（写）の一部を添付します。

（本件に関する問い合わせ先）

〒803-8501北九州市小倉北区内1番1号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課 荒木

電話番号093-582-2424



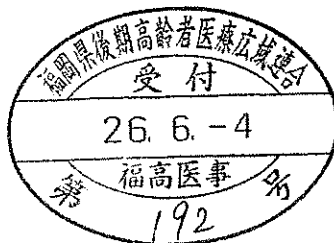
26糸国第280号
平成26年6月3日

福岡県後期高齢者医療広域連合
連合長 井上 澄和 様

糸島市長 月形 祐二
(国保年金課後期高齢者医療係)

後期高齢者医療制度における医療費分析のための資料提供について (依頼)

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、本市では、本市市民の健康増進を推進していくため、後期高齢者医療制度の医療費に関する分析を行うこととなりました。
つきましては、今回の医療費分析に必要な資料として、本市被保険者に関する保険医療機関別資料（別紙参照）の提供について、ご協力をお願いいたします。



〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所 健康増進部 国保年金課 後期高齢者医療係

担当：蒔田

電話 (092) 323-1111 内線1566

別紙

1. 対象 後期高齢者医療制度の糸島市被保険者全員分の医療機関別資料
2. 資料のデータ形式: CSV
 ※ 医療機関別に件数や金額などで分析を行いますので、CSV形式での資料提供をお願いいたします。
3. 資料の項目: 医科、歯科、調剤、訪問看護の4科目別に以下の6種類の資料
 - (1) 医療機関コード
 - (2) 医療機関名
 - (3) 件数
 - (4) 点数
 - (5) 食事療養費(単位:円)
 - (6) 金額(単位:円)
4. 資料の抽出期間
 - (1) 平成23年6月審査分
 - (2) 平成24年6月審査分
 - (3) 平成25年6月審査分
5. 資料作成例
 【平成23年6月分の帳票例】

平成23年6月審査分保険医療機関別集計表 医科分(仮)

医療機関コード	医療機関名	件数	点数	食事療養費	金額

⋮

平成23年6月審査分保険医療機関別集計表 歯科分(仮)

医療機関コード	医療機関名	件数	点数	食事療養費	金額

⋮

平成23年6月審査分保険医療機関別集計表 調剤分(仮)

医療機関コード	医療機関名	件数	点数	食事療養費	金額

⋮

平成23年6月審査分保険医療機関別集計表 訪問看護分(仮)

医療機関コード	医療機関名	件数	点数	食事療養費	金額

⋮

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 井上 澄和 殿

田川市長 伊藤 信勝

(市民課保険係)

後期高齢者レセプトデータの提供について (お願い)

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

田川保健医療圏の医療環境は、福岡県保健医療計画によると33.3%の入院患者が圏外へ流出しており、加えて死亡率が県内の医療圏で最も高く4大死因疾患の死亡率も高い状況にあります。このことは、一自治体だけの問題ではなく田川地域全体の課題であります。

このような状況の中、今般、田川地域の医療の需用供給調査を実施するにあたり医療の需要と供給を正確に把握するため本市の後期高齢者レセプトデータが必要となったところです。

つきましては、本分析で必要となる下記レセプトデータについて、ご提供くださるようお願いいたします。

記

1 対象データ

田川市後期高齢者レセプトデータ (医科、DPC、歯科、調剤)

2 対象期間

H25年4月～H26年3月 (診療分)

3 個人情報のマスキング

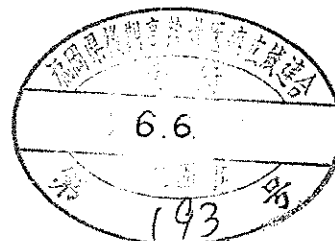
本市提供の(株)三菱総合研究所提供のマスキング(個人情報匿名化)ソフトを使用し個人情報についてマスキング処理を実行していただきたい。

4 提供方法

電子媒体

5 担当者

田川市市民課保険係 佐藤 (TEL: 0947-44-2000)



福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 井上 澄和 殿

田川市長 伊藤 信勝

後期高齢者レセプトデータの提供について（お願い）

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

田川保健医療圏の医療環境は、福岡県保健医療計画によると33.3%の入院患者が圏外へ流出しており、加えて死亡率が県内の医療圏で最も高く4大死因疾患の死亡率も高い状況にあります。このことは、一自治体だけの問題ではなく田川地域全体の課題であります。

このような状況の中、今般、田川地域の医療の需用供給調査を実施するにあたり医療の需要と供給を正確に把握するため後期高齢者レセプトデータが必要となります。

つきましては、本分析で必要となる下記レセプトデータについて、ご提供くださるようお願いいたします。

記

1 田川市後期高齢者レセプトデータの種類

レセプト電算処理システム（社会保険診療報酬支払基金）で使用する次の仕様書で定めるレイアウトに準じた診療報酬明細書の情報

- オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
- オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）

2 対象期間

H25年4月～H26年3月（診療分）

3 個人情報

データ分析上個人情報を含むデータが必要ですので、匿名化等の加工処理を行っていないデータのご提供をお願いします。

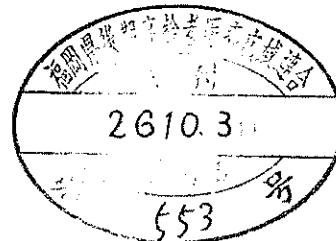
4 提供方法

電子媒体

5 担当者

田川市市民課

佐藤 さつき（Tel.0947-44-2000 内線117）



26 筑健第183号
平成26年6月11日

福岡県後期高齢者医療広域連合長
井上 澄和 様

筑前町長 田頭 喜久己
(健康課 健康推進係)

「医療費及び介護費用についての実証研究」に関する
データ提供について (依頼)

本町の保健医療行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、筑前町におきましては、平成25年に「地域住民におけるソーシャルキャピタルと医療費及び介護費用についての実証研究」に取り組むこととなりました。

当該事業は、ソーシャルキャピタル（地域の力）の高低が将来の医療費及び介護費用に与える影響を評価することで地域における保健・医療・介護に関連する資源の機能分化及び連携を推進するための科学的根拠を得ることを目的としております。

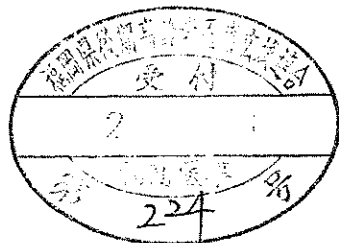
つきましては、筑前町の被保険者の後期高齢者医療制度の別紙レセプト情報（平成24年4月から平成26年3月診療分）をご提供いただきますようお願い致します。

また、福岡県国民健康団体保険連合会様へは別途依頼文を送付いたします。

ご多忙とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

記

- 1、レセプト情報抽出期間：平成24年4月から平成26年3月までの診療分（2年分）
- 2、ご提供時期：平成26年6月末ころまでをお願いいたします。



～問い合わせ先～

筑前町役場 健康課

課長補佐 一木 真澄

〒838-0298 筑前町篠隈373

電話0946-42-6649

FAX0946-42-2011

Mail: kenkou1@town.chikuzen.fukuoka.jp

26 筑健第 232 号
平成 26 年 7 月 14 日

福岡県後期高齢者医療広域連合長
井上 澄和 様

筑前町長 田頭 喜久己
(健康課 健康推進係)

「医療費及び介護費用についての実証研究」に関する
追加データ提供について (依頼)

本町の保健医療行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日標記研究におきまして平成 24・25 年度分レセプト情報のご提供をいただきました折には、お忙しい中に大変お手数をおかけしましたこと、大変感謝いたしております。

さて、本町の国保財政は厳しく、平成 25 年度では 2 億円の赤字決算となりました。その原因を早急に究明すべく、これまでの費用の分析に加え後期高齢医療についても傷病名での詳しい調査・研究を行うこととなりました。

つきましては、大変お手間を更におかけすることとなりますが、実情をご理解いただきまして、別紙にありますレセプトデータのご提供にご協力をお願いいたします。ご多忙の折大変お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

尚、福岡県国民健康保険団体連合会様には別途依頼文を送付いたしますことを申し添えます。

記

- 1、レセプト情報抽出期間：平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの診療分 (2 年分)
- 2、レセプトの種類：筑前町国民健康保険、後期高齢者医療制度該当分の追加
(医科・歯科・調剤の入院および外来分) データ詳細は別紙ご参照ください。
- 3、データ受け渡し方法：電子媒体 CD
- 4、ご提供時期：平成 26 年 8 月 20 日ころまでをお願いいたします。

～問い合わせ先～

筑前町役場 健康課

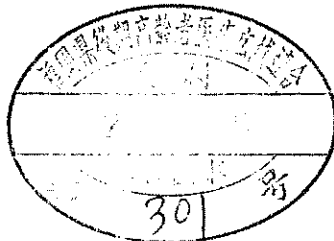
課長補佐 一木 真澄

〒838-0298 筑前町篠隈 373

電話 0946-42-6649

FAX 0946-42-2011

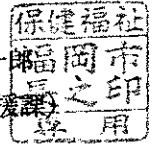
Mail: kenkou1@town.chikuzen.fukuoka.jp



保 在 第 793 号
平成 26 年 10 月 30 日

福岡県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者在宅支援課)



公費負担医療（更生医療）受給者別一覧表の電子媒体による提供について（依頼）

日頃より本市の障がい保健福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

本市におきましては、現在、平成 24 年度の自立支援医療（更生医療）について、会計検査院による会計検査を受けており、当該年度に係る資料の作成・提出を指示されております。

平成 24 年度における後期高齢者分の公費負担医療受給者別一覧表につきましては、紙媒体で受領しておりますが、上記の状況をご高配いただき、電子媒体での提供をお願いいたします。

記

提供依頼データ

平成 24 年 4 月請求分（3 月診療分）～平成 25 年 3 月請求分（2 月診療分）

後期高齢者分 公費負担医療（更生医療）受給者別一覧データ

※データは、CD-R での提供を希望します。（空の CD-R を同封しています。）

※紙媒体にてご提供いただいている情報を CSV 形式のファイルにて、いただきますようお願いいたします。

なお、紙媒体では掲載されておりませんが、障害の部位、傷病名、治療方針（透析など）等のデータが付随してありましたら、消去せずにご提供くださいますようお願いいたします。

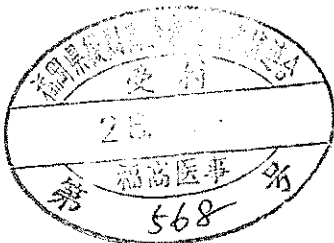
【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

主査 中村 将道

t e l : 092-711-4248 f a x : 092-711-4818

メール : nakamura.m07@city.fukuoka.lg.jp



4 医療費分析にかかるレセプト情報提供等について

1. 福岡県医療・介護・保健情報分析システムへの情報提供

福岡県医療費適正化計画に基づく取組の推進のため、後期高齢者医療のレセプト情報の提供依頼があったもの。(平成 22 年度から提供を行っている)

(1) 対象の範囲

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月診療分(予定)に係るレセプト情報(医科・DPC・調剤に関するもので、電子データにより請求されたもの。)

(2) 提供先

福岡県医療保険課

(3) 保有個人情報の提供の根拠

「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」第 7 条第 2 項第 3 号に基づき当該提供する保有個人情報は、福岡県が、福岡県医療・介護・保健情報分析システムにおいて、医療情報を分析・活用するために必要な限度での利用であると判断され、当該個人情報の利用について相当な理由があると考え。

(4) 提供方法

福岡県国民健康保険団体連合会を通じて提供。

(国保連において、県職員が匿名化を行った上で、CD-ROMで受領)

【参考】

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第 7 条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(3) 他の実施機関又は国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(以下 略)

2. 九州大学大学院（医学研究院医療経営・管理学講座）との共同解析事業

本広域連合における医療費分析をより充実強化していくため、同大学院との共同解析を開始した。もの。（平成26年度～）

従来のレセプト単位の解析ではなく、被保険者単位でレセプトをひもづけ、受療行動を複数年度をまたいで追跡する。また、被保険者の資格情報をから住居移転等のデータをひもづけし、各医療圏での医療完結状況等の把握など、より精度の高い実態に迫った分析を行う。

（1）対象の範囲

本広域連合の被保険者のレセプト情報で、電子データにより請求されたもの。及び被保険者の資格情報。

（2）提供先

分析は医療経営・管理学講座研究室で行う。

（3）保有個人情報の提供の根拠

保険者である本広域連合が所有するデータを、同大学院と共同で解析するものであり、データに基づく保健事業の推進は、高確法第125条に基づく後期高齢者医療広域連合の事業である。

（4）提供方法

本広域連合職員がCD-ROMで同研究室に持ち込み、匿名化処理に立ち会った上で、分析を開始している。

3. 国保データベース（KDB）システムへの参加における情報共有

国においては、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）等を踏まえ、医療・保健・介護情報の分析及び分析結果に基づく保健事業の展開が推進されており、各データベースの構築が進められている。

【資料1】

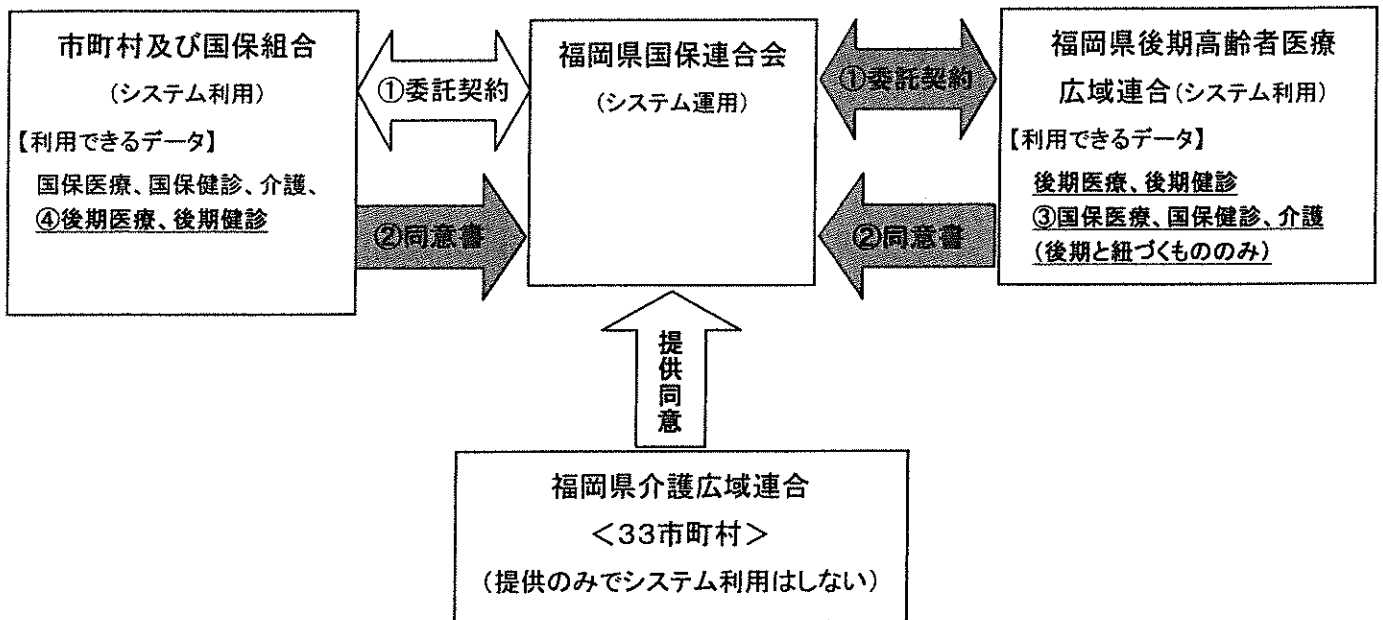
同システムは、国民健康保険中央会が、各都道府県の国保連合会を介して、各保険者（市町村及、国保組合、後期高齢者医療広域連合、介護保険広域連合）の診査支払い業務を通じて管理する医療・介護・健康診査の情報を集計分析し、各保険者に情報提供することで、各保険者が実施する保健事業をサポートする目的で構築され、平成25年度末にリリースされた。

【資料2 KDBシステムの概要】

（1）本広域連合の参加について

本広域連合も27年度から参加することが、H27年1月幹事会（構成市町村（60）との運営調整会議）において承認され、また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険者が、お互いにデータを共有することにより、保健事業の充実と、より一層、適切なサービスの提供へつなげていくという趣旨で、次のようなデータ相互利用環境を整備することが了承された。

《後期広域連合がKDBシステムに参加した場合（個人情報の閲覧）》



*②はデータを提供し、また、提供されたデータを適切に管理・利用する旨の同意。
*システムで取扱データは最大で5か年分

(2) 広域連合と市町村とのデータ相互利用について

- i) 各保険者が、KDBシステムの運用に係る委託契約を国保連と締結し（上図①）、
- ii) 各保険者のデータを、国保連合会を経由し、国保中央会が突合・加工し、
- iii) 統計情報等のデータとして、各保険者へ返すことについては、
個人情報保護に関する問題は生じない。
- 各保険者相互のデータ利用（※上図の【利用できるデータ】③、④）については、別途、三者間の合意（上図②同意書）が必要。

③後期高齢者医療広域連合は、被保険者の国保の時代の医療・健診データ、及び介護データを閲覧できるようにする。

【全国共通の仕様】

④各市町村は、後期ユーザとして（本広域連合のIDで）ログインすることにより、自市町村の住民である後期高齢者の医療・健診データを閲覧することが可能となる。

【福岡県独自の仕様】

* 福岡県では、同様のやり方で、後期高齢者健康診査の結果について、自市町村の住民について情報を共有している。

(3) 個人情報保護について

i) 本広域連合が、市町村・保険者に、後期高齢者医療に係る「個人情報」を提供すること

保険者・市町村（以下「保険者等」という。）間で連携し、被保険者のニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的・効果的に実施することは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）及び介護保険法に基づく保険者等の事業であり、保健事業や介護予防事業の充実・強化を図ることで、医療費の適正化に寄与することが期待できるため、本広域連合個人情報保護条例（以下「条例」という。）に規定する「個人情報の目的外の利用・提供の制限の例外」に該当すると判断できる。

【条例第7条第2項第3号該当】

ii) 本広域連合が、市町村・保険者から、国保・介護保険に係る「個人情報」を収集すること

保険者等で連携し、被保険者のニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的・効果的に実施することは、国民健康保険法、高確法及び介護保険法に基づく保険者等の事業と規定されている。

また、後期高齢者医療制度の被保険者約60万人について、個々から国保・介護保険制度に係る給付レセプト等の個人情報を収集することは非現実的であり、かつ、行政運営の効率化を図る観点からも、介護保険者から収集することの妥当性が認められるため、条例に規定する「個人情報の収集の制限の例外」に該当すると判断できる。

【条例第4条第2項第1号及び第6号該当】

レセプト・特定健診等情報の保有状況について

保有主体	データベース	使用目的
国 (厚生労働大臣)	NDB <input type="checkbox"/> 保有情報 レセプト情報・特定健診等情報	医療費適正化計画の作成、実施 評価に資する調査・分析
保険者中央団体・ 保険者	国保データベース (KDB) システム 国民健康保険の保険者等から委託を受けて、都 道府県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険 中央会において、データを共同処理するもの。 <input type="checkbox"/> 稼働 平成25年10月 <input type="checkbox"/> 保有情報 医療レセプト情報 (後期高齢者医療も含 む) ・特定健診等情報・介護レセプト情報	① 加入者についての健康状 況の把握・比較分析 ② 加入者についての疾病別 等の医療費の分析
	健保連システム 健康保険組合に対して、健康保険組合連合会が、 全組合のデータを集計・分析し、提供するもの。 <input type="checkbox"/> 稼働予定 平成26年4月 <input type="checkbox"/> 保有情報 レセプト情報・特定健診等情報	
	※ 上記以外にも、独自のシステムや民間事業者 への委託により医療費分析等を行っている保険 者もある。	

KDBOの概要

国保データベース（KDB）システムについて

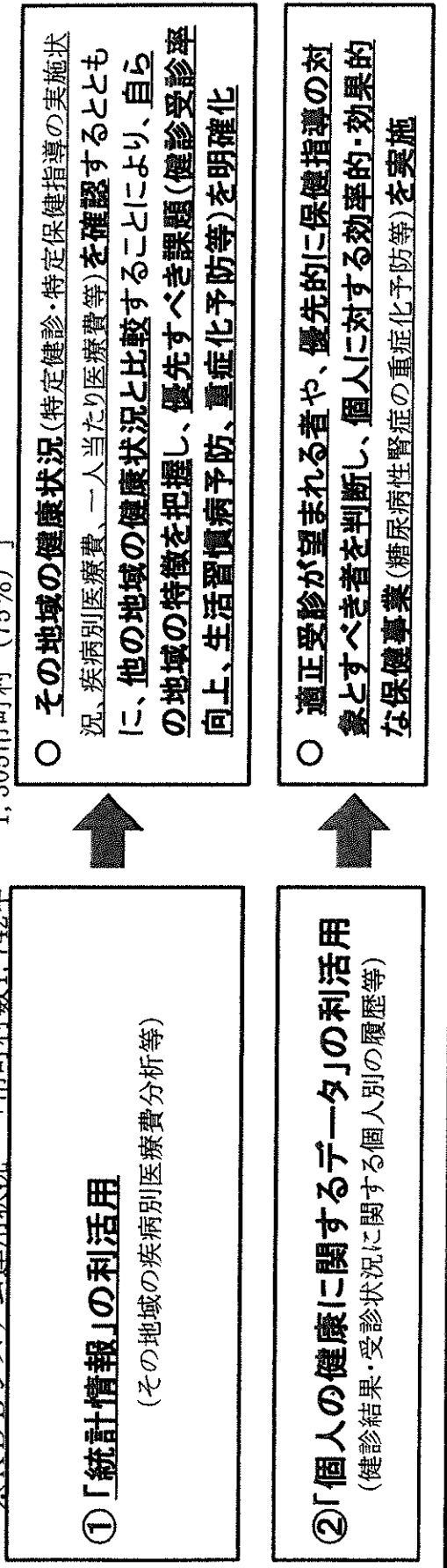
○「国保データベース(KDB)システム」とは、国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。(平成25

年10月稼働開始)



○ KDBシステムを活用することにより、以下のような取組を行うことが可能となる。

※KDBシステム運用状況 「市町村数1,742中 1,305市町村(75%)」



○ その地域の健康状況(特定健診・特定保健指導の実施状況、疾病別医療費、一人当たり医療費等)を確認するとともに、他の地域の健康状況と比較することにより、自らの地域の特徴を把握し、優先すべき課題(健診受診率向上、生活習慣病予防、重症化予防等)を明確化

○ 適正受診が望まれる者や、優先的に保健指導の対象とすべき者を判断し、個人に対する効率的・効果的な保健事業(糖尿病性腎症の重症化予防等)を実施

KDBシステムが保有する情報

○健診・保健指導情報
 ・健診結果情報
 ・保健指導結果情報 等

○医療情報(国保・後期高齢者医療)
 ・傷病名
 ・診療内容
 ・診療実日数 等
 (歯科レセプトへの対応は、平成27年3月予定)

○介護情報
 ・要介護(要支援)状態区分
 ・利用サービス 等

国保データベース(KDB)システムの主な対象データ

- 国保データベース(KDB)システムは、国保連合会において健診・医療・介護情報を取り扱う各システムと連携し、統計情報等の作成に必要な下記のデータを取得する。

健診・保健指導

特定健診等データ管理システム

- <健診等データ(月次)>
- 健診台帳データ
- 健診結果台帳データ
- 検査問診結果台帳データ
- 特定健診結果データ
- 指導台帳データ
- 指導結果台帳データ
- 継続支援台帳データ
- 特定保健指導結果データ
- 被保険者マスタ
- 除外対象者データ
- 健診等機関マスタ
- <保険者別集計帳票データ(年次)>
- 特定健診リスクパターン別集計表
- 質問票項目別集計表
- 特定健診結果総括表
- 特定保健指導結果総括表(動機付け)
- 特定保健指導結果総括表(積極的)
- 特定健診・保健指導実施結果総括表
- 特定健診・保健指導進捗・実績管理表

医療(国保・後期)

国保総合システム

- 医科レセプト
 - ・レセプト管理情報、患者情報、傷病名情報、摘要欄情報
- ODPレセプト
 - ・レセプト管理情報、総括管理、包括評価部分、傷病、診断群分類、摘要、傷病名、資格、CDレコード
- 調剤レセプト
 - ・レセプト管理情報、患者情報、医薬品、処方、調剤、指導管理料
- 被保険者台帳データ
- 被保険者マスタ(世帯情報)、被保険者マスタ(個人情報)

後期高齢者医療請求支払システム

- 被保険者台帳データ
- 被保険者マスタ(個人情報)

介護

介護保険審査支払等システム

- 保険者向け給付管理票情報
- 国保連合会保有給付実績情報
 - ・基本情報レコード
 - ・明細情報レコード
- 緊急時施設療養情報レコード
- 所定疾患施設療養費等情報レコード
- 特定診療費・特別療養費情報レコード
- 食事費用情報レコード
- 居宅サービス計画費情報レコード
- 福祉用具購入費情報レコード
- 住宅改修費情報レコード
- 高額介護サービス費情報レコード
- 特定入所者介護サービス費用情報レコード
- 社会福祉法人軽減額情報レコード
- 集計情報レコード
- 保険者台帳情報
- 市町村固有情報
- 広域連合情報(行政区情報)
- 事業所台帳情報
 - ・基本情報、サービス情報、介護支援専門員情報
- 受給者台帳情報

国保データベース(KDB)システムにおけるデータの取扱範囲(電子データにより管理しているものに限る)

	0歳～	40歳～	65歳～	75歳～
健診	妊婦健康診査・乳幼児健康診査・学校健康診査・がん検診・生活習慣病予防健康診断等			
医療	国民健康保険医療情報			
		特定健康診査・特定保健指導情報		後期高齢者健康診査情報
※1				後期高齢者医療情報
介護				介護保険情報
			※2	※3
	KDB 取扱範囲			

※1: 歯科情報除く

※2: 第2号被保険者(受給については、要介護、要支援状態が加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定)

※3: 65歳以上74歳以下で一定の障害がある者

5 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応について

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」、通称：マイナンバー）」および関連法が平成25年5月に成立した。

今後は、平成27年10月に、国民の一人一人に12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーの利用が可能となる。

マイナンバーに期待される効果

行政の効率化

・行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。

国民の利便性の向上

・添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減される。情報提供等記録開示システムによる情報に確認や提供などのサービスを利用できるようになる。

公平・公正な 社会の実現

・所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる。

2. 後期高齢者医療制度での対応

後期高齢者医療制度は番号法にマイナンバーの利用が定められており、市町村を通じてマイナンバー情報を授受し、管理していくこととなる。今後、システム改修や事務マニュアル整備、関係条例の改正を行う予定である。

また、マイナンバー利用開始に向け、特定個人情報保護評価の実施が必要であり、事前に評価書を策定し、国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出しなければならない。評価の実施にあたっては、評価の適合性・妥当性を客感的に担保するため、住民意見の聴取（パブリックコメントの実施）や第三者点検の実施が義務付けられている。

「特定個人情報保護評価」とは

- ・マイナンバーを含む個人情報ファイルの取扱いにおいて、個人情報保護に関してどのような措置を講じているかを具体的に説明し、個人のプライバシー等の権利侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保することを目的とするもの。
- ・しきい値（対象人数、取扱者数等）により、実施すべき評価の種類が、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類に分類される。後期高齢者医療制度を扱う全広域連合は「基礎項目評価・全項目評価」の実施が義務付けられている。

【参考】全項目評価書 記載事項

項目	内容
1 基本情報	対象事務の内容、システムの機能、法令上根拠 等
2 特定個人情報ファイル概要	対象となる人数、情報入手及び使用の方法 等
3 リスク対策	リスクの詳細分析、リスク軽減のための措置 等
4 評価実施手続	意見の聴取方法、主な意見、評価書提出日 等

3. 情報公開・個人情報保護審査会の関わり

○特定個人情報保護評価における第三者点検の実施

パブリックコメントでいただいた意見を十分に考慮した上で、必要な見直しを行った評価書について、情報公開・個人情報審査会において、第三者点検を実施する。

【参考】同審査会を持つ各自治体においても、同様の取扱いとしている。

4. 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
平成 27 年	4月 評価書案作成
	5月 パブリックコメントの実施（30日間） ・意見の集約、必要に応じて評価書の修正
	6月 個人情報保護審査会による第三者点検の実施
	7月 特定個人情報保護委員会へ評価書提出
	7月下旬 平成27年第2回定例会（関係条例議案上程）
	8～9月 マイナンバー対応システムテスト
	10月 国民へマイナンバー通知開始
	10～12月 マイナンバーセットアップ
平成 28 年	1月 マイナンバー利用開始 ・個人の申請により市町村から マイナンバーカードを交付
平成 29 年 ※	1月 国の機関間の情報連携開始
	7月 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始

事務マニュアルの整備
職員研修等の実施

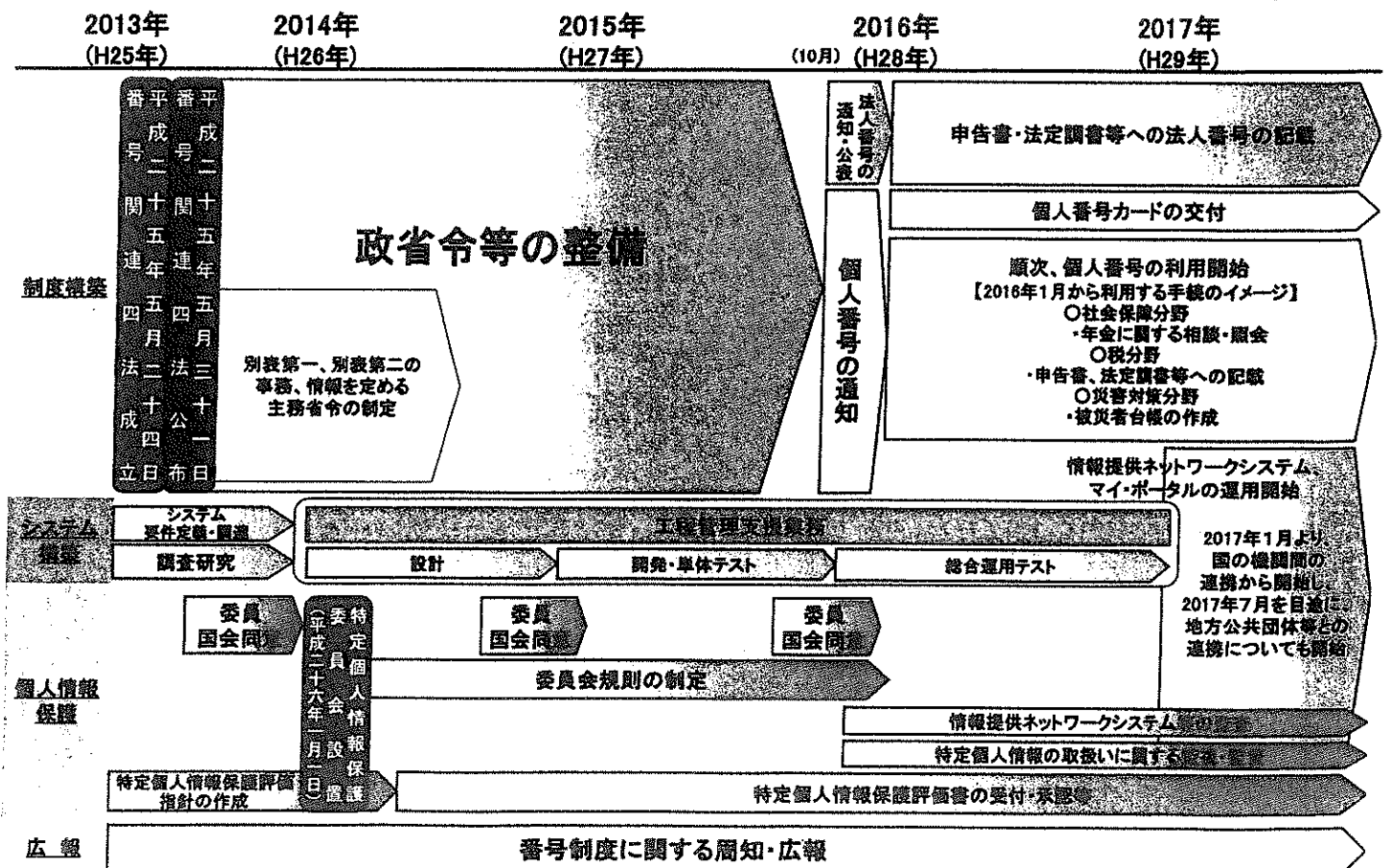
※平成27年の特定個人情報保護評価は「番号利用」に関するもの。

平成28年前半に「情報連携」に関する特定個人情報保護評価が再度必要となる。

全体スケジュール

平成25年5月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
平成27年10月～	国民への個人番号の通知の開始
平成28年1月～	順次、個人番号の利用の開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年1月～	国の機関間での情報連携の開始
平成29年7月目途～	地方公共団体・医療保険者等との 情報連携も開始

社会保障・税番号制度導入のロードマップ (案)

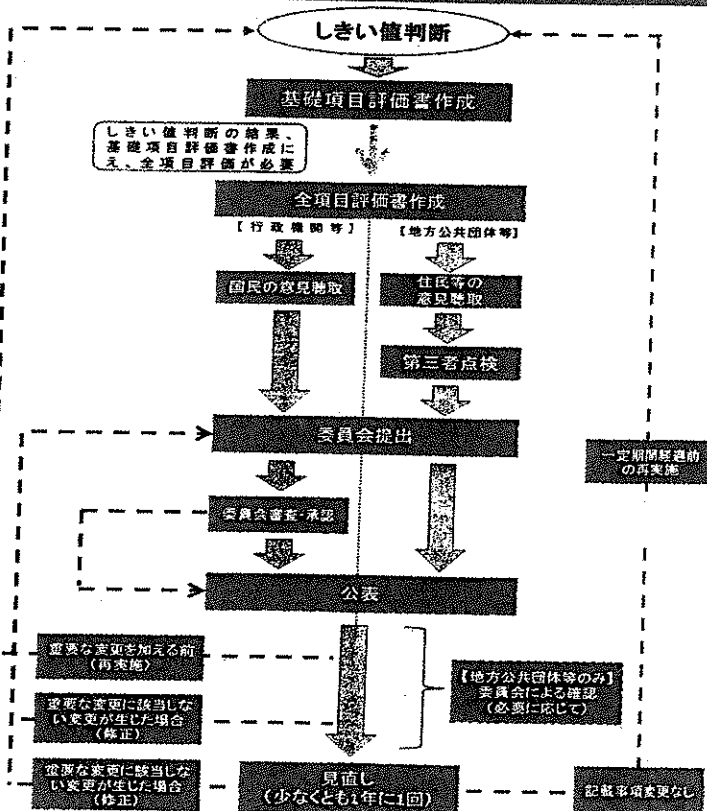


全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 1. 特定個人情報ファイル名
 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



第三者点検

指針(第10 1(2))

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 特定個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点からを行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等